改　表10　前もって決められた調整距離

周波数共用状況		調整距離（同等の権利で分配された業務を含む共用状況において）(km)
地球局種別	地上局種別	
第9.11A号が適用される1GHz以下の周波数帯の地上設置。 第9.11A号が適用される1-3GHz範囲内の周波数帯の地上設置移動 。	移動（航空機）	500
航空機（移動） （全周波数帯）	地上設置	500
航空機（移動） （全周波数帯）	移動（航空機）	1 000
以下の周波数帯における地上設置: 400.15-401MHz 1668.4-1675MHz	気象援助業務局 （ラジオゾンデ）	580
以下の周波数帯における航空機（移動）: 400.15-401MHz 1668.4-1675MHz	気象援助業務局 （ラジオゾンデ）	1 080
以下の周波数帯における無線測位衛星業務（RDSS）の地上設置: 1610-1626.5MHz 2483.5-2500MHz 2500-2516.5MHz	地上設置	100
以下の周波数帯における無線測位衛星業務（RDSS）の空中地球局: 1610-1626.5MHz 2483.5-2500MHz 2500-2516.5MHz	地上設置	400
気象衛星業務の受信地球局	気象援助業務局	4/3の地球半径を仮定した時、調整距離は、海抜20kmの高度におけるラジオゾンデに対する地球局水平面仰角の関数としての見通し距離とみなされる（注1を参照）。
非GSO MSSフィーダリンク地球局 （全周波数帯）	移動（航空機）	500
5091-5150MHz 帯の非GSO MSSフィーダリンク地球局	航空無線航行業務局	注2
2200-2290MHz帯宇宙研究業務の受信地球局	移動（航空機）	880
上記の行では扱っていない周波数の共用状況にある周波数帯において地上に設置されたもの	移動（航空機）	500

表10の注記：

注１ － 気象援助業務局に対する気象衛星業務の固定地球局の調整距離d（km）は、20kmのラジオゾンデの高度を想定し、以下のごとく、各方位角に対する物理的水平面仰角ε_h（度）の関数として決められる。

$d = 100$　　$\varepsilon_h \geq 11$の場合

$d = 582\left(\sqrt{1+(0.254\varepsilon_h)^2} - 0.254\varepsilon_h\right)$　　$0 < \varepsilon_h < 11$の場合

$d = 582$　　$\varepsilon_h \leq 0$の場合

調整距離の最小値及び最大値は100km及び582kmであり、11° より大きく0° より小さい物理的水平面仰角に対応する。

(WRC-2000)

注２ － 航空無線航行業務局に対する 5091-5150MHz の周波数帯における調整距離に関しては、第5.444A 号を参照

付録第８号　同じ周波数帯を共用している静止衛星通信網間で調整が必要な場合の決定のための計算方法

２　干渉発射の対象となる衛星回線の等価雑音温度の増加が明白な場合の計算

改　2.4 付録第４号に基づき提供される情報の使用

主管庁が、意見を述べるために付録第４号の§2.2.1.1 及び§2.2.2.1 の計算手順に従い提供される情報を使用して選ぶ時は、提供されるγ及びT の値双方の組み合わせにより計算がなされる必要がある。これらの計算の結果から得られるΔT/T の２つの値のうち大きい方が使用される。

付録第15号　海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)における遭難及び安全通信のための周波数（第31条参照）

改　表15.2　30MHz(VHF/UHF)を超える周波数

周波数(MHz)	使用の態様	注
*121.5	AERO-SAR	航空非常用周波数121.5MHzは、117.975 MHzと137MHzとの間の周波数帯の周波数を使用する航空移動業務の局が無線電話による遭難及び緊急の目的のために使用する。この周波数は、救命浮機局がこれらの目的のためにも使用することができる。 非常用位置指示無線標識による121.5MHzの周波数の